

令和 年分 農業所得 収支整理ノート（収入金額・必要経費一覧）

※収支内訳書・農業所得収支整理ノート（収入金額・必要経費一覧）に記載がない場合、申告相談をお受けすることができません。必ず事前に作成してください。

【事業主】 住 所:吉備中央町

氏 名:

連絡先:

内訳に収入・経費を記入し、項目ごとの合計額を 円 の欄に記入してください。

◆収入金額◆ 項目名についている番号・記号は、収支内訳書の番号・記号と対応しています。

項目（合計額）	収入内訳（農業に関するもの）		
①販売金額 円	・ 作付け（耕作）面積・合計収穫量 水 稻：（ ）アール （ ）俵（60kg） その他：（ ）アール		
※販売金額がない場合、 事業とは認められない ことがあります。 年間に販売した農産物の 販売金額を記入してくだ さい。農協・市場以外で 個人に販売したものも含 みます。 農協・市場への出荷は、 手数料等（出荷に要する 経費）を差し引く前の金 額で記入してください。	・ ふるさと米（等級による金額は年分によって異なります）		
	一等米（ ）円 × （ ）俵（60kg）		円
	二等米（ ）円 × （ ）俵（60kg）		円
	・ その他の米の出荷・販売		
	単 価（ ）円 × （ ）俵（60kg）		円
	単 価（ ）円 × （ ）俵（60kg）		円
	・ 米以外で販売したもの（野菜等）		
	野 菜 作物名（ ）		円
	野 菜 作物名（ ）		円
	その他 作物名（ ）		円
②家事消費・事業消費 金額 円	・ 家事消費米（自家米、保有米等）		
家事のための消費、親族 等に贈答したもの等を家 事消費分として記入して ください。	単 価（ ）円 × （ ）俵（60kg）		円
	単 価（ ）円 × （ ）俵（60kg）		円
	・ 事業消費米（委託料等をお米で支払った場合）		
	単 価（ ）円 × （ ）俵（60kg）		円
※家事消費等の金額の記載について 販売がある場合：販売金額から出荷経費を引いた後、販売数で割った単価 販売がない場合：収穫時の庭先価格、または農協の仮渡単価			
③雑収入 円	・ 農業に関する収入で「①販売金額」以外のもの		
各種補助金・交付金等、水 稲共済等の農産物の受取 共済金、作業受託手数料等 (注意) 給与収入、公的年金等、生 命保険会社からの個人年 金は農業に関する収入で はないため、記入しないで ください。	米作り農家応援事業農家支援金（ ）円×俵数	お問合せ先 協働推進課	円
	頑張る農家応援事業補助金	農 林 課	円
	多面的機能支払交付金	農 林 課	円
	中 山 間 交 付 金	農 林 課	円
	経営所得安定対策交付金	中国四国農政局	円
	電 柱 敷 地 料	中 国 電 力	円
	出 荷 米 精 算 金	出荷先のJA等	円
	農 業 共 済 受 取 金	農業共済組合	円
	その他（ ）		円
	④小計（①～③） 円	※田畑を貸付して、現金や現物（米や野菜）を受け取っている場合は、農業所得ではなく「不動産所得」になります。事業所得として「収支」と「必要経費」等をおまとめいただいたうえでお持ちください。※収入・必要経費の内容については、それぞれの支払先や受取先で確認してください。	

◆必要経費◆ 該当する項目の金額を記入して項目ごとに合計金額を計算してください。

項 目	経費となるもの（農業に関するもの） ※生活に係るものは含みません。																																
⑧雇人費	・ アルバイトの給料（手間賃）、賄費、作業委託料等 ※家族以外の人																																
円 ※賃金の支払を受けた方の収入として 取り扱います。	支払先（ ）に（ ）日頼んで	円																															
	支払先（ ）に（ ）日頼んで	円																															
	支払先（ ）に（ ）日頼んで	円																															
	支払先（ ）に（ ）日頼んで	円																															
	※相手が不明な場合、支払った賃金を必要経費にできません。毎年1月末日までに、受給者が居住する市町村に給与支払報告書を提出してください。 ※事業専従者に該当する場合は事業専従者欄に記入してください。																																
⑨小作料・賃借料	・ 農業用土地・農機具の賃借料等																																
円	支払先（ ）	円																															
	支払先（ ）	円																															
	支払先（ ）（ ）俵（60kg）	円																															
⑩減価償却費	・ 10万円以上の農機具等で、新たに購入したもの ※トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、農業用トラックなど																																
円 減価償却費の詳細な 計算方法は、税務署が 配布する収支内訳書 （農業所得用）の書き 方等をご覧ください。	機具名（新品／中古）	取得価額	購入時期	償却率	農業使用率	減価償却費																											
	（新品／中古）	円	月購入			円																											
	（新品／中古）	円	月購入			円																											
	（新品／中古）	円	月購入			円																											
	（新品／中古）	円	月購入			円																											
定額法の償却率表 <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">耐用年数</td> <td>2年</td> <td>0.500</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>0.334</td> </tr> <tr> <td>4年</td> <td>0.250</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>0.200</td> </tr> <tr> <td>6年</td> <td>0.167</td> </tr> <tr> <td>7年</td> <td>0.143</td> </tr> </table> ※ 機具名（新品/中古）・取得価格・購入時期 は必ず記入してください。 ○主な減価償却資産の耐用年数（参考） <table border="1"> <tr> <td>農業用設備（トラクター・田植機等）</td> <td>7年</td> </tr> <tr> <td>倉庫（木造/簡易トタン/簡易仮設）</td> <td>15年/10年/7年</td> </tr> <tr> <td>軽自動車（軽トラック等）</td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>貨物自動車（ダンプ式/その他）</td> <td>4年/5年</td> </tr> <tr> <td>ビニールハウス（鉄骨/木造/その他）</td> <td>14年/5年/8年</td> </tr> <tr> <td>ぶどう樹（温室/その他）</td> <td>12年/15年</td> </tr> </table> ○中古資産の耐用年数 ・ 耐用年数を過ぎている場合 法定耐用年数×0.2 ・ 耐用年数の一部経過の場合 法定耐用年数－（経過年数×0.8） ※計算で2年以下は2年、1年未満の端数は切り捨てる。							耐用年数	2年	0.500	3年	0.334	4年	0.250	5年	0.200	6年	0.167	7年	0.143	農業用設備（トラクター・田植機等）	7年	倉庫（木造/簡易トタン/簡易仮設）	15年/10年/7年	軽自動車（軽トラック等）	4年	貨物自動車（ダンプ式/その他）	4年/5年	ビニールハウス（鉄骨/木造/その他）	14年/5年/8年	ぶどう樹（温室/その他）	12年/15年		
耐用年数	2年	0.500																															
	3年	0.334																															
	4年	0.250																															
	5年	0.200																															
	6年	0.167																															
	7年	0.143																															
農業用設備（トラクター・田植機等）	7年																																
倉庫（木造/簡易トタン/簡易仮設）	15年/10年/7年																																
軽自動車（軽トラック等）	4年																																
貨物自動車（ダンプ式/その他）	4年/5年																																
ビニールハウス（鉄骨/木造/その他）	14年/5年/8年																																
ぶどう樹（温室/その他）	12年/15年																																
⑫利子割引料	・ 農業に関する借入金の利子																																
円	支払先（ ）	円																															
	支払先（ ）	円																															
①租税公課	・ 農業に関する固定資産・自動車税、水利費（池水）等																																
円 軽自動車税の主な税率 <table border="1"> <tr> <td colspan="3">初年度がH27年4月以降</td> </tr> <tr> <td>四輪</td> <td>営業用</td> <td>6,900</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800</td> </tr> <tr> <td>四輪</td> <td>営業用</td> <td>3,800</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">H22年4月～H27年3月</td> </tr> <tr> <td>四輪</td> <td>営業用</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>自家用</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>四輪</td> <td>営業用</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>自家用</td> <td>4,000</td> </tr> </table> ※詳細な金額は、通知書等をご覧ください。	初年度がH27年4月以降			四輪	営業用	6,900	乗用	自家用	10,800	四輪	営業用	3,800	貨物	自家用	5,000	H22年4月～H27年3月			四輪	営業用	5,500	乗用	自家用	7,200	四輪	営業用	3,000	貨物	自家用	4,000	農地（田・畑等）に係る固定資産税	※農業使用率	円
	初年度がH27年4月以降																																
	四輪	営業用	6,900																														
	乗用	自家用	10,800																														
	四輪	営業用	3,800																														
	貨物	自家用	5,000																														
	H22年4月～H27年3月																																
	四輪	営業用	5,500																														
	乗用	自家用	7,200																														
	四輪	営業用	3,000																														
貨物	自家用	4,000																															
農業用施設（建物）に係る固定資産税	農業と生活の両方に使用して明確に分けられない経費は、農業に使用している割合（率）を乗じて計算してください。	円																															
トラクター（2,400円）×（ ）台		円																															
コンバイン（2,400円）×（ ）台		円																															
軽トラック等（ ）円×（ ）台×農業使用率（ ）		円																															
その他（ ）円×（ ）台×農業使用率（ ）		円																															
経費名（ ）		円																															
経費名（ ）		円																															
※金額は、課税明細書・名寄帳等を見て農業事業分を申告者で判断して記入してください。																																	

◆必要経費◆ 該当する項目の金額を記入して項目ごとに合計金額を計算してください。

項 目	経費となるもの（農業に関するもの） ※生活に係るものは含みません。	
㊟種苗代	・ 種子代、苗代、種いも、育苗土（床土）等の購入費	
円	経費名（ ）	円
	経費名（ ）	円
	経費名（ ）	円
㊞肥料代	・ 化学肥料、たい肥等の購入費	
円	経費名（ ）	円
	経費名（ ）	円
	経費名（ ）	円
㊞農具代	・ 10万円未満の農機具等で、購入したもの ※草刈機、電柵、くわ、スコップ、トラクターの爪、草刈機の刃など	
円	機具名（ ）を（ ）月に購入	円
	機具名（ ）を（ ）月に購入	円
	機具名（ ）を（ ）月に購入	円
㊞農業衛生費	・ 農薬費、共同防除負担金	
円	農薬費（ ）	円
	共同防除負担金（ ）	円
	経費名（ ）	円
㊞諸材料費	・ 農業用資材（ビニール、支柱、針金、鉢等）の購入費	
円	資材名（ ）	円
	資材名（ ）	円
	資材名（ ）	円
㊞修繕費	・ 農業用建物や農機具の修繕費、農業用車両の修繕費・車検代、ビニールハウスの張替え費用等 ※生活に係るものは含みません。	
円	（ ）の修理代	円
	（ ）の修理代	円
	（ ）の修理代	円
	（ ）の車検代（ ）円 × 農業使用率（ ）	円
㊞動力光熱費	・ 農業用機械・施設に要した水道料・電気料、農業用機械・農業用自動車・ビニールハウス施設の燃料等の購入費 ※生活に係るものは含みません。	
円	ガソリン × 農業使用率（ ）	円
	軽 油 × 農業使用率（ ）	円
	重 油 × 農業使用率（ ）	円
	混 合 油 × 農業使用率（ ）	円
	灯 油 × 農業使用率（ ）	円
	電気代（一般用） × 農業使用率（ ）	円
	電気代（動力用） × 農業使用率（ ）	円
	水 道 代 × 農業使用率（ ）	円
	経費名（ ）	円
	経費名（ ）	円

※農業使用率
農業と生活の両方に使用して明確に分けられない経費は、農業に使用している割合（率）を乗じて計算してください。

◆必要経費◆ 該当する項目の金額を記入して項目ごとに合計金額を計算してください。

項 目	経費となるもの（農業に関するもの）	※生活に係るものは含みません。
㊦作業用衣料費	・ 農作業に必要な作業着、長靴、地下たび、帽子等の購入費	
円	経費名（ ）	円
	経費名（ ）	円
	経費名（ ）	円
	経費名（ ）	円
㊧農業共済掛金	・ 農産物にかかる掛金等、農業用資産（納屋・ハウス等）の火災保険料等	
円	水稻共済（ ）	円
	その他共済（ ）	円
	農業用資産（納屋・ハウス等）の火災保険料	円
	車両損害保険料（ ） × 農業使用率（ ）	円
㊨荷造運賃手数料	・ 生産物の販売に要した袋・箱等の包装資材・出荷資材の購入費用、市場手数料、農協手数料、運送費、検査料等	
円	米 袋 代（ ）	円
	出荷用資材（ ）	円
	運 送 費（ ）	円
	発 送 料（ ）	円
	経費名（ ）	円
㊩土地改良費	・ 土地改良区（10aあたり1万円が上限）、客土費用	
円	経費名（ ）	円
	経費名（ ）	円
㊪ライスセンター使用料	・ ライスセンター使用料等	
円	ライスセンター使用料（ ）	円
	経費名（ ）	円
㊫雑費	・ 農業に係る事務用品の購入費、通信費、農業新聞購読費等 ※上記の⑧～㊩までに分類できないものを計上してください。	
円	経費名（ ）	円
	経費名（ ）	円
	経費名（ ）	円
	経費名（ ）	円
㊬小計（⑧～㊫）	※収入金額や必要経費を記載した帳簿（証拠書類含む）は、7年間の保存が必要です。税務署等から調査があった場合は速やかに提示してください。 ※収入・経費等で項目等が不明なものがありましたら、可能な限り事前にご確認ください。よろしくお願いします。	
円		

◆事業専従者の氏名等◆

生計を一にする家族（15歳未満は除く）のうちの以下の2点を満たす方がいれば記入してください。

- ① 1年のうち6ヶ月を超える期間を申告者の営む事業に専ら従事している。
- ② 他家族等の扶養控除親族ではない。※専従者給与を受けている家族は扶養控除にとることはできません。

氏名	年齢	続柄	従事月数	支払額
				円
				円

※白色申告（専従者控除）の場合、原則として1人につき50万円（納税者の配偶者の場合：86万円）を必要経費に算入できますが、専従者控除前の農業所得の金額が専従者の数に1を加えた数で割った金額が50万円（配偶者：86万円）より少ない場合には、その金額が1人当りの金額となります。